

質問回答書

令和8年6月8日

業務番号 国保第15号

業務名 令和8年度糖尿病性腎症重症化予防事業業務委託

担当課 たつの市市民生活部国保医療年金課

番号1	<p>質問内容</p> <p>仕様書3. 事業目的4(1)ア、ウ</p> <p>「本市が指定する、保健指導対象者」について、たつの市様が、KDB システムからではなく、事業目的に記載の通り、実際の特定健康診査の受診結果データ及び診療報酬明細書(レセプト)等から対象者を抽出されるものと認識しておりますが相違ないでしょうか。</p> <p>認識に相違がない場合、どのような方が対象者として抽出されるか事前に把握するため、それらデータの中からどのように対象者を抽出するのか、抽出条件について可能な限り詳細にご教示いただけますと幸いです。</p> <p>また、健診データがなく、レセプトだけ存在する人については、CKD腎症3期、4期をどのように判断した上で対象となるのか、それとも判断がつかないから対象にならないのか、健診データで抽出する場合は最新の兵庫県重症化予防プログラムの基準に従うのか、についてもそれぞれご教示いただけますと幸いです。</p>
	<p>回答内容</p> <p>「本市が指定する保健指導対象者」については、本市が KDB 補完システムを用いて対象者を抽出し、その他種々の要件を勘案し指定するものです。</p> <p>なお、詳細な抽出条件は、現段階において公表を差し控えさせていただきますが、兵庫県重症化予防プログラムの基準に沿ったものとなります。</p> <p>また、本事業において CKD 腎症3期、4期の患者のみを指導対象とするわけではないため、健診データがなくても対象者になります。</p>
番号2	<p>質問内容</p> <p>仕様書4(1)ウ</p> <p>保健師、看護師の資格を有する専門職員、直接雇用という条件がございます。これは、指導対象者が CKD 腎症3期及び4期に該当することから、服薬の指導ができる専門職が指導にあたる必要があるため、例えば管理栄養士による指導体制は認めない、と読み取りましたが相違ないでしょうか。</p> <p>また、直接雇用の条件については、やむを得ない場合を除き、一人の対象者</p>

	<p>に対し同じ指導員が継続して指導することが望ましいため設定されているもの、と理解しておりますが認識に相違ないでしょうか。</p> <p>回答内容 本事業の実施に当たっては、管理栄養士による指導体制は認めません。 保健師、看護師の資格を有する専門職員が保健指導を実施する必要があります。また、直接雇用の条件については、一括再委託を防止するためですが、本事業の実施に当たっては、やむを得ない場合を除き、一人の対象者に対し、同じ指導員が継続して指導する必要があります。</p>
番号3	<p>質問内容 仕様書P1 4 業務内容（1）ア【対象者選定基準】 「本市が指定する、保健指導対象者～」とございますが、糖尿病性腎症重症化予防の対象者選定について、以下の3点を確認させてください。 ①具体的な選定基準をお教えいただけますでしょうか。 ②精神疾患や他疾患の重症化など、他疾患の情報の考慮はどのようにされていますでしょうか。 ③事業の進行にあたり対象者の条件について協議の余地はございますでしょうか。</p> <p>回答内容 ①兵庫県糖尿病性腎症重症化プログラム（令和7年4月1日改定）に基づき、医療機関で糖尿病の治療をしている方で、かかりつけ医が指導の必要性がある判断し、本人の了承を得た方を対象者とします。 ②悪性新生物の患者、人工透析・血液透析・腹膜透析をされている方、要介護度2の方は除きます。 ③協議は可能です。</p>
番号4	<p>質問内容 仕様書P1 4 業務内容（1）エ①【主治医承諾書】 プログラムを実施する際の「主治医からの承諾書」の取得有無と、取得する場合に想定されているフローについてお教えいただけますでしょうか。 また、仮に承諾書を取得しない場合、指導内容が健康相談程度に留まることとなりますが、本事業の仕様として問題がないかについてもあわせてお教えいただけますでしょうか。</p> <p>回答内容 「主治医からの承諾書」は取得します。 対象者が事業に参加申込をする際に添付していただくこと等を想定しています。取得費用は本市負担とします。</p>

番号5	<p>質問内容</p> <p>仕様書P1 4業務内容(1)エ・カ【面接実施条件】</p> <p>「初回指導は面接を原則とする」とありますが、面接の実施方法・場所に規定はありますか。(例：原則訪問、オンライン面接代用可など)</p> <p>回答内容</p> <p>規定はありません。</p>
番号6	<p>質問内容</p> <p>仕様書P1 4業務内容(1)エ①【過去実績】</p> <p>過去に本事業を実施している場合の、事業実績をお教えいただけますでしょうか。</p> <p>対象者：○名、</p> <p>対面面接：○名</p> <p>オンライン面接：○名 など</p> <p>回答内容</p> <p>R7年度 対象者3名</p> <p>R6年度 対象者9名</p> <p>R5年度 対象者8名</p> <p>オンライン面接は、過去に実績はありません。</p>
番号7	<p>質問内容</p> <p>仕様書P1 4業務内容(1)ウ【専門職員】</p> <p>「保健師・看護師資格を有する専門職員が行うこと～」とありますが、CKD 腎症3期及び4期の個別指導実績を有する管理栄養士、理学療法士は不可でしょうか。また弊社での経験に限定されず、臨床経験も含まれますでしょうか。</p> <p>回答内容</p> <p>管理栄養士、理学療法士は不可です。</p> <p>指導実績は、貴社の経験に限定されません。臨床経験も含まれます。</p>
番号8	<p>質問内容</p> <p>仕様書P1 4業務内容(1)エ【機器の利用】</p> <p>プログラムを実施する際に、機器を導入したプログラムを実施してもよいでしょうか。(摂取塩分量測定器、ウェアラブル型の活動量計など)</p> <p>回答内容</p> <p>実施は可能です。</p>

<p>番号9</p>	<p>質問内容 仕様書P1 4 業務内容（1）エ【主治医との連携】 「主治医と対象者に関わる情報共有を行う」とありますが、情報共有方法の規定はありますか。2 ヶ月おきの経過レポートなどの提出で仕様上問題ないでしょうか。</p> <p>回答内容 問題ありません。</p>
<p>番号10</p>	<p>質問内容 仕様書P1 4 業務内容（2）【過去実績】 過去に「セカンドプログラム」を実施してありましたら、実績人数をお教えいただけますでしょうか。</p> <p>回答内容 過去に実績はありません。</p>
<p>番号11</p>	<p>質問内容 仕様書P1 4 業務内容（2）【主治医承諾書】 セカンドプログラムにおいて、主治医承諾書の取得の有無と、仮に承諾書を取得しない場合、指導内容が健康相談程度に留まることとなりますが、本事業の仕様として問題がないかについてもあわせてお教えいただけますでしょうか。</p> <p>回答内容 セカンドプログラムにおいては、主治医承諾書の取得は必須とは考えておらず、指導内容によって柔軟に対応すべきものと考えております。ついては、指導内容が健康相談程度に留まることも問題ありません。</p>
<p>番号12</p>	<p>質問内容 仕様書P1 4 業務内容（2）【電話面談への変更】 「保健指導不同意者のうち、感染予防の観点から～」とありますが、感染予防の理由のみが電話面談への変更対象でしょうか。その他理由（例：ご本人の都合や意向など）では電話面談への変更は不可でしょうか？</p> <p>回答内容 その他合理的理由についても、電話面談への変更は可能です。</p>
<p>番号13</p>	<p>質問内容 仕様書P1 4 業務内容（3）ア【報告書】 報告書に様式指定はございますでしょうか。当社が作成する任意様式でも問題ないでしょうか。規定がある場合は様式を共有いただけますでしょうか。</p>

	<p>回答内容</p> <p>様式指定はありません。</p>
番号 14	<p>質問内容</p> <p>仕様書 P1 4 業務内容 (3) ア【報告書】</p> <p>「初回指導において、プログラムに至らなかった対象者についても報告～」とございますが、プログラムの申し込みに関する想定フローをお教えいただけますでしょうか。</p> <p>具体的には「申し込みをしてから初回面談を行う」流れなのか、あるいは「初回面談の場で申し込み手続きを行っていただく」、その他流れなのか、詳細をご教示いただけますと幸いです。</p>
	<p>回答内容</p> <p>プログラムへの参加申し込みをしてから初回面談を行います。</p>
番号 15	<p>質問内容</p> <p>仕様書 P1 4 業務内容 (1) エ【面接体制】</p> <p>専門職の体調不良や体制確保の観点から、保健指導を実施する担当者を複数名による交代制（例：面接指導と電話指導で担当者を変更する等）としてもよろしいでしょうか。その場合の留意事項や制限などがございましたら、あわせてご教示いただけますと幸いです。</p>
	<p>回答内容</p> <p>複数名による交代制は認めません。</p> <p>1名の対象者に対し、1名の専門職が担当者として期間中継続して保健指導をしてください。</p> <p>ただし、担当者の退職等、やむを得ない事情による変更は認めます。</p>
番号 16	<p>質問内容</p> <p>仕様書 P1 4 業務内容 (1) エ・カ【面接実施条件】</p> <p>初回面談等の実施にあたり、基本的には ICT（オンライン）をメインとし、希望者のみ現地での対面面談とする形でもよろしいでしょうか。</p> <p>また、対面面談を行う際、対象者の自宅以外（外部のレンタル会場等）を借りて実施することの可否や、その場合の会場費用を委託費に含めて算定してよいかについても、あわせてご教示いただけますと幸いです。</p>
	<p>回答内容</p> <p>初回面談等については、現地での対面面談を基本とし、希望者のみ ICT（オンライン）とする形にしてください。</p> <p>会場については、本市の施設で実施することが可能であるため、その場合は委託費に含める必要はございません。</p>

